

東部大阪都市計画防災街区整備地区計画の案を作成するにあたり、東大阪市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 63 年東大阪市条例第 20 号）第 2 条の規定により公告し、当該防災街区整備地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、同条例第 3 条の規定により、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 2 項に規定する者は、当該防災街区整備地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに市長に対して意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 8 日

東大阪市長 野 田 義 和

1 地区計画等の種類

防災街区整備地区計画

2 地区計画等の名称

若江・岩田・瓜生堂地区防災街区整備地区計画

3 地区計画等の位置

東大阪市若江本町一丁目、若江本町二丁目、若江北町一丁目、岩田町三丁目
瓜生堂一丁目、瓜生堂二丁目 地内

4 地区計画等の区域

別紙区域図のとおり

5 地区計画等の原案の縦覧場所及び縦覧期間

（１）縦覧場所

東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号（市役所 13 階）

東大阪市 都市計画室

（２）縦覧期間

令和 8 年 9 月 8 日から令和 8 年 9 月 22 日まで

6 意見書の提出先

東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号（市役所 13 階）

東大阪市 都市計画室

